

環境省業務継続計画
～新型インフルエンザ等編～

平成 29 年 7 月

環 境 省

第1章	はじめに	1
1.1	本計画の目的	1
1.2	環境省業務継続計画との関係	1
1.3	本計画の適用範囲	1
1.4	実施体制	1
(1)	平常時の体制	1
(2)	新型インフルエンザ等発生時の体制	2
第2章	本計画策定の前提となる被害状況の想定及び各段階における対策	2
2.1	被害状況の予測	4
2.2	各段階における対策	4
第3章	新型インフルエンザ等発生時における業務継続	5
3.1	業務継続の基本方針	5
3.2	業務の仕分け	5
(1)	新型インフルエンザ等対策業務	5
(2)	一般継続業務	6
(3)	発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）	6
第4章	業務継続のための執務体制	7
4.1	指揮命令システムの確保	7
4.2	人員計画	7
(1)	人員計画の作成	7
(2)	職員等の感染状況等の把握	7
(3)	人員計画の運用	9
(4)	感染リスクを低減するための勤務体制	9
第5章	業務継続のための執務環境の確保	10
5.1	庁舎・設備	10
(1)	庁舎・電力	10
(2)	備蓄	11
(3)	庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供	12
(4)	排水・空調・エレベータ機能	13
(5)	什器・事務用品等	14
(6)	仮眠室	14
5.2	情報システムの維持	14
第6章	感染対策の徹底	15
6.1	入館管理	15
6.2	庁舎内の感染対策	15
6.3	職場で発症者がした場合の措置	15

- (1) 発症者への対応
- (2) 濃厚接触者への外出自粛等
- (3) 職場等の消毒

第7章 本計画の実施

- 7.1 本計画の発動
- 7.2 業務の縮小・中断等の実施
- 7.3 状況に応じた対応
- 7.4 通常体制への復帰

第8章 本計画の維持・管理等

- 8.1 公表・周知
- 8.2 教育・訓練
- 8.3 点検・改善

＜参考1＞ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に定める段階ごとの環境省の
対策内容

＜参考2＞ 特定接種の対象となり得る業種・職務について

第1章 はじめに

1.1 本計画の目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。このため、発生時には、感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護するとともに国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小となるようにすることが必要である。

病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）が制定され、平成25年6月には特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示した「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」が策定された。

さらに、新型インフルエンザ等発生時においても、中央省庁がその機能を維持し必要な業務を継続することができるよう、新型インフルエンザ等発生時に想定される社会・経済の状況やこれを踏まえた講ずべき措置を示し、各府省における適切な業務継続計画の策定を支援することを目的とする「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」が策定されている。

環境省は、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護及び整備その他の環境の保全（良好な環境の創出を含む。）を図ることを任務としている。

本計画は、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」に基づき、新型インフルエンザ等の発生時においても、環境省がその求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、発生時の社会の状況を想定し、適切な対策を講ずるために策定するものである。

1.2 環境省業務継続計画との関係

環境省においては、政府業務継続計画（首都直下地震対策）に基づき、首都直下型地震のリスクに対応した「環境省業務継続計画」（平成28年4月）（以下「業務継続計画」という。）を策定している。業務継続計画は、中央省庁の機能の維持という首都直下型地震に対応する業務継続計画と共通の目的や方針の下に策定されているが、新型インフルエンザ等の被害の態様やそれを踏まえた対応は首都直下型

地震とは異なることから（表1参照）、本計画は、首都直下型地震に対応する業務継続計画と整合的に運用しつつ別の業務継続計画「環境省業務継続計画～新型インフルエンザ等編～」として策定するものである。

表1 業務継続計画における地震災害と新型インフルエンザ等の相違

項目	地震災害	新型インフルエンザ等
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続のレベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

1.3 本計画の適用範囲

本計画は、環境省本省（施設等機関及び地方支分部局を除く。）を対象としている。今後、施設等機関及び地方支分部局については、各機関において、業務内容や組織実態に合わせて、本計画等を参考に別途策定し、相互に整合性を図る。

1.4 実施体制

(1) 平常時の体制

平常時における政府全体の体制としては、新型インフルエンザ等の発生に備え、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）」において、関係府省の緊密な連携を確保し、政府一体となって対応する。関係省庁対策会議では、業務継続に係る各府省間の横断的又は統一的事項に関する方針の調整や情報交換等について、検討、決定しており、環境省においても関係府省との緊密な連携

を確保する。

環境省においては、新型インフルエンザ等の発生に伴う事態に適切かつ迅速に対処するため、環境大臣を本部長とする環境省新型インフルエンザ等対策本部（以下「環境省対策本部」という。）を設置する。構成員は以下のとおりとし、対策本部の庶務は、大臣官房総務課危機管理室において処理する。

構成員については、新型インフルエンザ等の流行規模や被害の程度その他の状況に応じて随時追加・削除することができる。

本部長	環境大臣
本部長代理	環境副大臣
副本部長	環境大臣政務官
構成員	事務次官、大臣官房長、各部局長（環境省組織令（平成12年政令第256号）第2条に規定する環境省本省の内部部局（大臣官房を除く。）及び環境省の内部組織に関する訓令（平成13年環境省訓令第1号）第2条に規定する総合環境政策統括官グループの長をいう。）、大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、大臣官房審議官（官房担当）、大臣官房秘書課長、大臣官房総務課長、大臣官房会計課長、地方環境室長、広報室長、環境情報室長及び危機管理室長

なお、新型インフルエンザ等への迅速な対応を図るため、官房長、自然環境局長を議長とする環境省新型インフルエンザ等対策連絡会議が設置されている。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、政府には、特措法第15条第1項に基づき、新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置される。環境省においては、環境省対策本部を開催して本計画を発動し、3.2に記載するように、業務の仕分けを行い、一部業務を縮小しつつ、必要な業務を遂行する。この際には、内閣官房の政府対策本部事務局と緊密な連携を図る。

第2章 本計画策定の前提となる被害状況の想定及び各段階における対策

2.1 被害状況の予測

新型インフルエンザ等の流行規模や被害規模は、出現したウイルスの病原性や感染力等に左右されるものであり、現時点でその流行規模を予測することは難しい。

現在、政府行動計画においては、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として、次のように想定している。

<被害の想定>

- 全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。
- 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。
- 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

<社会への影響>

- 国民の25%が、各地域ごとに流行期間（約8週間）の中でピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し、欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

○ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。職員の休暇等、関連事業者の休業、物資の不足など、環境省としての業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、十分に得られない事態になることも想定する必要がある。

これらの推計及び想定に基づき、本計画を策定する。ただし、実際に発生した新型インフルエンザ等の被害状況や進行状況等に応じて柔軟に対応する方法についても、その都度、迅速に検討することとする。

2.2 各段階における対策

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

そのため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類している。

表2 発生段階とその状態

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	<p>国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
国内感染期	<p>国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</p> <p>各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態） ・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態） ・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

それぞれの発生段階における対策については、政府行動計画に記載されており、環境省に係る対策の詳細は参考1参照。ただ、政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生した場合、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施することとなっている。

*** 特定接種について**

「特定接種」とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要が

あると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

1) 対象者について

政府行動計画によれば、特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

と記載されており、環境省の所掌における対象者の詳細については、参考2に記載している。

2) 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、環境省として、特定接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図る。

第3章 新型インフルエンザ等発生時における業務継続

3.1 業務継続の基本方針

環境省は、各府省とともに、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、適切な意思決定に基づき、政府行動計画等で取り組むこととされている業務であって、新型インフルエンザ等の発生により新たに発生し、又は業務量が増加するもの（以下「強化・拡充業務」という。）を優先的に実施するとともに、最低限の国民生活の維持等に必要な業務であって、一定期間、縮小・中断することにより国民生活、経済活動や国家の基本的機能に重大な影響を与えることから、国内感染期であっても業務量を大幅に縮小することが困難なもの（以下「一般継続業務」という。）を継続する。

- (1) 強化・拡充業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する。特に人員については、国内における新型インフルエンザ等の発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に大幅に縮小又は中断し、その要員を発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- (2) 発生時継続業務以外の業務のうち、感染拡大につながるおそれのある業務については、極力中断する。
- (3) 不特定多数の者が集まる場を設定する業務（説明会、審議会等）については、インターネットや電子メールの活用など代替手段を検討し、それが困難な場合には、中止又は延期する。
- (4) 発生時継続業務を適切に実施・継続するため、職場における感染対策を徹底

し、交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。

3.2 業務の仕分け

(1) 強化・拡充業務

強化・拡充業務環境省においては、主に次の業務がこれに該当する。

- ・ 新型インフルエンザ等発生時の社会・経済の混乱の防止、廃棄物処理事業者等の社会機能維持者や自治体に対する周知・支援等の業務
- ・ 新型インフルエンザ等対策に関する情報収集・分析、連絡調整、野鳥の調査（死亡野鳥及びガンカモ類糞便の鳥インフルエンザウイルスの調査）等
- ・ 感染対策業務（マスク、消毒液の配布・補填、感染媒介の懸念がある箇所の消毒、訪問者の入館規制、面談場所の制限等）
- ・ 広報関係業務
- ・ 新型インフルエンザ等発生時における緊急の法令等関連業務
- ・ 政府行動計画で発生段階ごとに決められた業務（参考1参照）

(2) 一般継続業務

一般継続業務は、環境省においては、主に次の業務がこれに該当する。

- ・ 予算関連業務等（予算・決算、税制、組織・定員、会計検査への対応等）
- ・ 国会関連業務（質問、資料要求への対応等）
- ・ 緊急の国際関係業務
- ・ 危機管理関係業務（強化・拡充業務に係る業務を除く。）
- ・ 発生時継続業務を実施・継続するための環境を維持するための業務（物品購入・契約、安全・衛生、庁舎管理等）

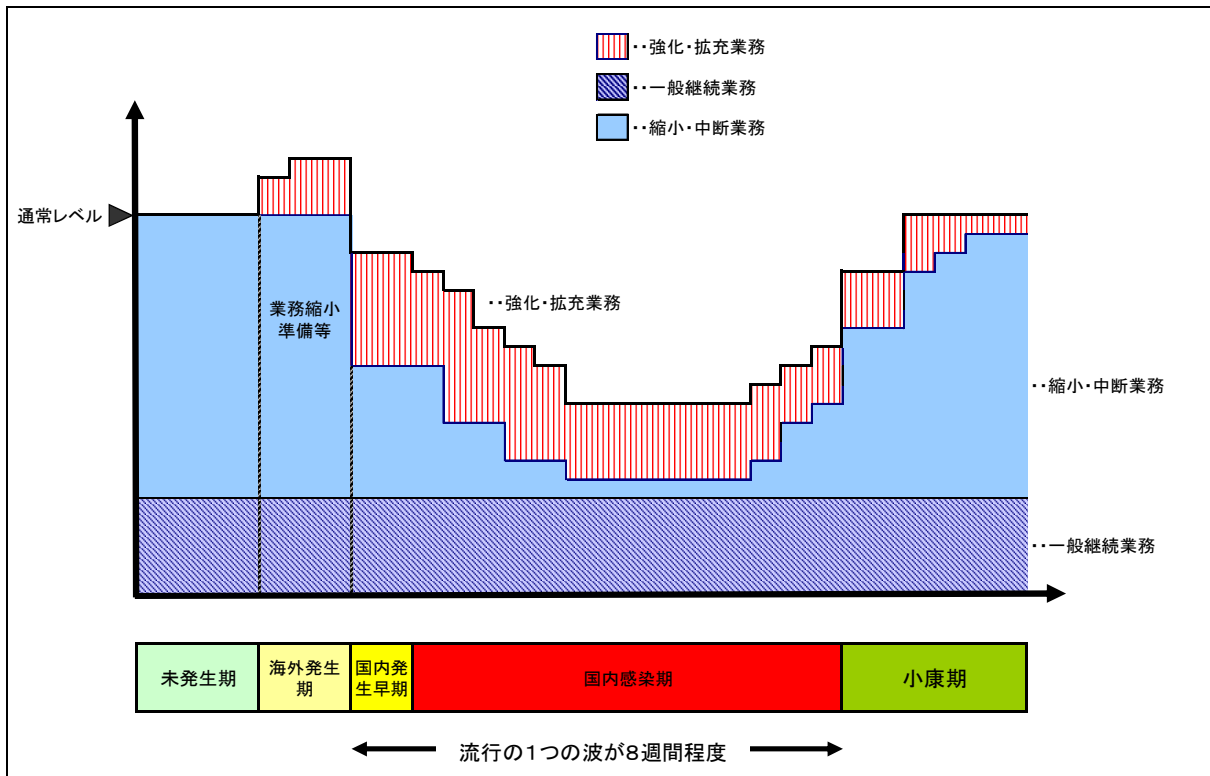
なお、一般継続業務であっても、国内感染期の行政需要の低下により、一定期間休止や業務量の縮小が可能なものがあり得ることから、業務内容や作業手順を精査し、より少ない人員により短時間で効率的に実施するための工夫を行う。

(3) 発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）

発生時継続業務以外の業務（縮小・中断業務）とは、中長期的な業務など、緊急に実施することが必須ではなく、一定期間、大幅な縮小又は中断が可能な業務であり、施策の実施が遅れることにより国民生活や経済活動に一定の影響はあるが、業務資源の配分の優先順位の観点から一定期間の大幅な縮小又は中断がやむを得ない業務である。

これらの業務については、状況を見ながら必要に応じて、発生時から段階的に業務を縮小し、国内感染期には可能な限り中断することとし、その場合の縮小・中断の手順や関係者への周知方法を検討する。

図1 新型インフルエンザ等発生時の業務継続の時系列イメージ
 (新型インフルエンザ等による健康被害が重篤である場合)



第4章 業務継続のための執務体制

4.1 指揮命令系統の確保

新型インフルエンザ等発生時に、業務上の意思決定者である幹部・管理職の機能が途絶することのないよう、代決権の確保等の措置を講じる。

まず、発生時継続業務に携わる幹部・管理職については、自ら感染対策を講じることはもちろんのこと、当該幹部がり患し、職務執行が難しくなった場合を想定し、各部局及び課室において次の事項について検討する。

＜検討事項＞

- ・権限者のり患に備えて、代行者を指名しておく*。
- ・権限者と代行者が同時り患しないよう、同時同場所の勤務を避ける 等。

* 「環境省業務継続計画」(平成28年4月)において、あらかじめ権限委任が定められているため、本計画の権限委譲の順位はこれに準ずる。

4.2 人員計画

(1) 人員計画の作成

業務の仕分けを踏まえ、各課室において必要となる人員を確保するための人員計画を作成する。

その際、職員の欠勤率を最大 40%と想定し、強化・拡充業務について業務量が増加しても全体が機能するような計画とする。また、学校・保育施設等の臨時休業や介護サービスの不足により、家族の都合で出勤困難となる可能性のある職員を具体的に把握し、それを織り込んだ上で作成する。

(2) 職員等の感染状況等の把握

環境省対策本部を開催して本計画を発動した場合には、速やかに感染状況及び休暇状況について、安否確認システムを活用し、新型インフルエンザ等発生時の感染状況等を把握する。

なお、上記方法で把握できない場合は、各課室の庶務担当係が、職員からのメール等によって職員等の感染状況等を把握して各部局の総括課に報告し、各部局の総括課は各部局分の情報を取りまとめて大臣官房秘書課及び大臣官房会計課に報告する。

(3) 人員計画の運用

発生時継続業務を中断させないために必要となる人員については、原則課室内で確保することとするが、それが困難な場合は、当該課室が属する部局の他の課室の要員を配置することを検討する。その際の必要な調整は部局の総括課が行う。なお、部局内での要員の確保が困難な場合は、大臣官房秘書課と連携の上、全省的に必要な協力を行う。

(4) 感染リスクを低減するための勤務体制等

職員の感染リスクを低減するため、通勤方法、勤務方法、執務室を検討するとともに、宿泊施設を確保する。

① 通勤方法

職員の通勤時における感染リスクを低減するため、時差出勤や自転車・徒歩等による出勤について検討する。

② 勤務方法

必要に応じて時差出勤の活用、班交代制勤務及びテレワーク等を検討する。

③ 執務室

会議室等を執務室に使用することや、一人置きに着席することなどにより対人距離を確保する等、課室ごとに執務室の変更について検討する。

④ 宿泊施設

業務上、宿泊が必要な職員向けに、仮眠室や省内会議室の利用、近隣の宿泊施設等の利用等、宿泊施設・設備の確保に努める。

表3 職員の症状別の対応と人事制度上の取り扱い

症状の有無	患者との濃厚接触歴	一般に要請される行動			職員の対応及び人事制度上の取り扱い	備考（法令上の規定、行動計画等の記述）
新型インフルエンザ様症状あり	—	入院、外出自粛又は自宅療養（検疫時においては隔離又は停留）			病気休暇取得 ※インフルエンザ様症状がある場合、病気休暇を取得（症状を有しているにも関わらず病気休暇を取得せず、出勤しようとする職員に対しては、臨時の健康診断を受診させる。）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第19条に基づき、都道府県知事が入院を命令。また、感染症法第44条の3に基づき、都道府県知事が外出自粛要請（感染症法に基づく措置は国内発生早期に限る。検疫時においては、検疫法第14条第1項第1号に基づき隔離又は検疫法第14条第1項第2号に基づき停留）
新型インフルエンザ様症状なし	患者との濃厚接触あり（濃厚接触者）	外出自粛（検疫時においては、健康監視又は停留） ※感染症法に基づく外出自粛は国内発生早期のみ			特別休暇取得	感染症法第44条の3、都道府県知事が外出自粛要請 （検疫時においては、検疫法第18条及び感染症法第15条の3に基づき健康監視又は検疫法第14条に基づき停留）
		学校・社会福祉施設等（保育所・介護老人保健施設等の通所サービス等を提供する施設）の休業等への対応			年次休暇取得等 職務命令による在宅勤務	学校・社会福祉施設等の施設使用制限等については、特措法第45条第2項に基づき、都道府県知事が要請。

第5章 業務継続のための執務環境の確保

5.1 庁舎・設備

業務を継続するためには、庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理、消耗品の供給等、発生時においても、継続して確保することが必要な物資・サービスが存在する。このため、大臣官房会計課を中心として、業務の継続に不可欠な物資・サービスをリストアップし、厚生労働省大臣官房会計課管理室及び委託業者等と調整するとともに、物資については計画的な備蓄に努める。

(1) 庁舎・電力

庁舎管理や警備、清掃・消毒業務、各種設備の点検・修理等が発生時においても継続して確保されるよう努める。

(2) 備蓄

環境省は、首都直下地震等に備えて、食料、水、簡易トイレを備蓄している。その他、職員及び来訪者の感染対策に必要な資器材の備蓄に努める。

- ・ マスク
- ・ 手指消毒用速乾性アルコール製剤

(3) 庁舎内食堂・売店等からの食料等の提供

新型インフルエンザ等の発生期間は、1つの流行の波が8週間程度続くと考えられており、その間に出勤する職員分の食料の備蓄をすることは困難であると考えられる。そのため、庁舎内で営業する食堂や売店等に対して、可能な限り営業の継続を要請する。

(4) 排水・空調・エレベータ機能

排水・空調・エレベータ機能が維持されるよう努める。

(5) 什器・事務用品等

OA機器の保守業務や消耗品の調達等が継続されるよう努める。

(6) 仮眠室

休養室（地下1階）及び省内会議室を宿泊勤務職員の仮眠用に提供できるよう準備を行う。

- ・ 仮眠資材（簡易ベッド、毛布等）を備蓄
- ・ 感染対策のための仕切り板設置の検討

また、これらの物資・サービスを提供する事業者を洗い出し、事業継続に向けた協力を要請する。当該事業者自体の事業継続が難しいと判断される場合には、代替

策について検討を行う。具体的には次の業種が想定される。

- ・ 診療所
- ・ 食堂、売店等
- ・ 庁舎維持（メンテナンス、空調等）、廃棄物処理 等

5.2 情報システムの維持

新型インフルエンザ等の発生時においても、海外からの情報収集、国民や事業者、関係機関などへの情報発信が重要となるため、情報システムの維持は不可欠である。

新型インフルエンザ等の被害は主に人的なものであるため、情報システムが物理的な被害を受ける可能性は低い。ただし、感染拡大によるオペレータ、受託事業者の庁舎内常駐者、故障が発生した場合のメンテナンスサービスなどの不足等も想定し、大臣官房総務課環境情報室は、受託事業者に対し業務継続に向けた協力を要請する。

国民の不安の高まった場合には、環境省ホームページアクセス数の増加によりシステム障害等が発生する可能性もある。アクセス数の増加に備えて、稼働可能性の有無やバックアップ体制についての検討を行う。

なお、テレワーク対応を拡大する場合、サーバへのアクセス数が増加することとなるため、送信情報量の上限を設けるなどの検討を行う。また、情報通信速度やセキュリティ面についても確認しておく必要がある。

これらを踏まえ、送信情報量の上限の設定、通信帯域の確保等を含めてテレワーク制度の在り方を検討する。

また、電話交換業務及び通信設備保守業務の継続についても、大臣官房会計課は、受託事業者に対し事業継続に向けた協力を要請する。

第6章 感染対策の徹底

発生時継続業務を適切に実施・継続するため、新型インフルエンザ等に関する基本的な知識を職員及びその家族に周知・徹底するとともに、職場における感染対策を実施する。

交代制勤務など感染リスクを低減させるための勤務体制を工夫する。新型インフルエンザ様症状のある職員で入院措置がなされない者については、外出自粛を徹底する。

さらに新型インフルエンザ等に感染した場合には、発症前からウイルスを排出する可能性があり、家族にり患者がいる職員や職場等で患者と対面で会話や挨拶等の接触があった濃厚接触者は、外出自粛要請がなされることとなる。このため、濃厚接触者に対し、感染症予防法に基づく外出自粛要請等がなされた場合には、人事院規則15-14（職員の勤務時間、休日及び休暇）第22条第1項第17号に基づく休暇（非常勤職員にあっては、人事院規則15-15（非常勤職員の勤務時間及び休暇）第4条第1項第3号に基づく休暇）の取得を認め、必要に応じて在宅勤務

を命ずることを検討する。また、感染拡大の状況に応じて新型インフルエンザ様症状のある職員及び濃厚接触者以外の職員に対し、感染拡大防止の観点から、必要に応じて在宅勤務を命じることも検討する。

6.1 入館管理

発生段階に応じて、厚生労働省と綿密に調整しながら、次の入館管理計画を実行する。

表4 入館管理の方法

発生段階	実施内容
海外発生期	○職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談した上、職場の管理者にその結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、病気休暇を取得するよう要請する。
国内発生早期	○引き続き、職員に出勤前の体温測定を促し、発熱症状がある場合には、帰国者・接触者相談センターに相談した上、職場の管理者にその結果を連絡させることとし、当該職員に対しては、病気休暇を取得するよう要請する。 ○適宜、出勤時の問診又は体温測定を行う。 ○東京都及び隣県で感染者が出た場合は、来訪者の庁舎内への入場制限を開始する。 ・庁舎の入り口及びホームページに、入場制限をしている旨を掲示する ・発熱等の症状を有する者の入館を認めない。 (来訪者の発熱の有無を問診による自己申告で確認する。) ・来訪者の執務室内への入場を禁止するとともに、来訪者が立ち入れる場所を設定する。 ・来訪者に対し、マスク着用を促す。
国内感染期	○引き続き、国内発生早期の対策を実施・強化する。
小康期	○感染状況に応じて国内感染期の対策を緩和する。

6.2 庁舎内の感染対策

発生段階に応じて、庁舎内において、感染対策を実行する。

表5 感染対策

発生段階	実施内容
海外発生期	○速乾性消毒用アルコール製剤、マスク等の備蓄品の配置・配付準備をす

	<p>る。</p> <p>○フタ付きの専用ゴミ箱を、各フロアに設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鼻汁や痰などを含んだティッシュは、必ず専用ゴミ箱に捨てる。 ・専用ゴミ箱にはビニール袋等を仕込み、廃棄時には直ぐ封ができるようにしておく。
国内発生早期	<p>○手洗い・手指消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や訪問スペースに出入りする人は手洗いを行う。そのために、訪問スペースに入る前に手洗い場所を設置する。設置が難しい場合、省内に速乾性消毒用アルコール製剤を設置する。 <p>○マスク着用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、マスク着用を促す。（環境省本省内業務において、他者と2m以上の距離を置くことは困難であると想定） ・何らかの理由で自らのマスクを持っていない職員に対しては、必要に応じ、備蓄しておいたマスクを配布する。 <p>○対人距離の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤職員の多い課室は、会議室の使用を検討し、出勤職員の少ない執務室では、一人置きに着席するなどして職員間の対人距離を確保する。（第4章を参照） <p>○食堂での感染対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂については、時差利用により接触距離を保つ。 <p>○執務室の清掃・消毒</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベータの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。 ・最低1日1回は行き、消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。 <p>○ゴミの処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フタ付きの専用ゴミ箱に溜まったゴミは、ビニール袋等に封をし、一般の事業者ゴミとして廃棄する。
国内感染期	<p>○引き続き、国内発生早期の感染対策を実行・強化する。</p>
小康期	<p>○感染状況に応じて国内感染期の対策を緩和する。</p>

6.3 職場で発症者が出た場合の措置

省内で新型インフルエンザ様症状のある職員が出た場合の対応方法（対応者、対応場所、対応手順）について予め取り決めておく。

(1) 発症者への対応

- ・各部局の庶務担当者は作業班員として対応する。

- ・ 作業班員は、発症者にマスクを着用させるとともに、発症者の状況に応じてマスクなど個人防護具を着用する。
- ・ 作業班員が海外発生期、国内発生早期であれば帰国者・接触者相談センターに、国内感染期であれば病院・診療所に連絡し、対応を確認する。
- ・ 作業班員は、発症者を医療機関又は保健所の搬送車等により、上記の機関から指示された医療機関に連れて行く。
- ・ 官用車で搬送することが必要な場合、運転手もマスクなどを着用する。また、車両の使用後、発症者が触れた場所などを中心に消毒を行う。
- ・ 基本的に、公共交通機関は利用しない。

(2) 濃厚接触者の外出自粛等

- ・ 海外発生期、国内発生早期においては、同じ職場で勤務した者など、発症者と濃厚接触の可能性がある職員については、作業班員が近隣の保健所に設置された帰国者・接触者相談センターに連絡して、その指示に従うこととし、感染症法第44条の3第2項の規定に基づき外出自粛等を要請された職員に対しては、外出自粛要請の期間（最大7日間）について特別休暇が認められるため、当該職員に特別休暇を取得させる。また必要に応じて在宅勤務を認めることを検討する。

(3) 職場等の消毒

- ・ 作業班員は、職場内で発症者が出た場合、飛沫が付着した可能性がある箇所を消毒する。消毒後は、その職場で勤務する。

第7章 本計画の実施

7.1 本計画の発動

環境省は、海外で新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、内閣官房に置かれた政府対策本部事務局と緊密な連携を図りつつ、環境省対策本部を開催して、事態の状況に応じて、本計画を発動し、あらかじめ定めた人員体制等に移行する。

7.2 業務の縮小・中断等の実施

初期段階（海外発生期、国内発生早期）では、発生した新型インフルエンザ等の重篤性、感染力等が不明である可能性が高いので、縮小・中断業務については、状況を見ながら必要に応じて縮小・中断する。

表6 業務の縮小・中断等の実行タイミング

発生段階	実施内容
海外発生期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の絞り込み方針、特に縮小・中断する業務や縮小内容等について、関係機関等に周知し、縮小準備を開始する。
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務の絞り込み <ul style="list-style-type: none"> ・ 予め定めた縮小・中断業務について縮小・中断する。 ○ 勤務時間・場所の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務場所の変更等が可能な場合は、予め定めた勤務場所に変更する。 ○ 業務方法の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・ 不急の出張を中止する。 ・ 不急の会議を中止する（電子メール・電話の利用、WEB 会議の導入等）。
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、国内発生期の業務縮小・中断計画を実行・強化する。 ○ 業務方法の見直しの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として出張を中止する。
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ○ 感染状況に応じて国内感染期の対策を緩和する。

7.3 状況に応じた対応

課室の長は、事態の進展に応じ、計画に沿って、人員体制等を変更する。その際、業務遂行上生じた問題等について、環境省対策本部に情報を集約し、必要な調整を行う。

7.4 通常体制への復帰

政府対策本部が小康期に入ったことを宣言した場合、通常体制への移行を検討する。

発症した職員の多くは治癒するため、これら職員も就業可能となることが想定されるが、小康状態の後、第二波、第三波が来る可能性がある。この間にウイルスが大きく変異しなかった場合、一度発症すれば免疫ができるため、重症化しにくくなると考えられるが、この間にウイルスが大きく変異した場合、治癒した者も再度感染し、重症化するおそれがある。また、新型インフルエンザ等により患したと考えられていた者が実は通常の季節性インフルエンザに感染したにすぎず、免疫ができていない可能性もある。こうした可能性も考慮し、感染対策を緩めることなく、第二波、第三波に備えた対応を行う。

第8章 本計画の維持・管理等

8.1 公表・周知

環境省は、策定した本計画を速やかに公表し、必要に応じて説明を行う。さらに、国民及び事業者等に対し、本計画に関する広報を行い、新型インフルエンザ等発生時には一部の業務を縮小又は中断せざるを得ないことについて理解を求める。

8.2 教育・訓練

大臣官房総務課は、発生時継続業務に従事する職員に対し、発生時の対応について周知し、理解させるとともに、定期的に教育・訓練を行う。

また、庁舎内において発症者が出た場合に対応する作業班員、不特定多数の者と接触しなければならない業務に従事する者などの場合、感染リスクが高く、適切な個人防護策を講じることが必要であるため、これらの職員に対しては、綿密な教育・訓練を行う。

8.3 点検・改善

新型インフルエンザ等に対する新しい知見が得られた場合、政府行動計画等の変更が行われた場合、訓練等を通じて課題が明らかになった場合等には、適宜、本計画の修正を行う。

＜参考１＞ 新型インフルエンザ等対策政府行動計画に定める段階ごとの環境省の
対策内容

【未発生期】

大項目	中項目	小項目	実施内容
(1) 実施体制	(1)-1 政府行動計画等の作成		国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。（内閣官房、その他全省庁）
	(1)-2 体制の整備及び国・地方公共団体の連携強化		① 国は、国における取組体制を整備・強化するために、新型インフルエンザ等閣僚会議及び関係省庁対策会議の枠組を通じて、初動対応体制の確立や発生時に備えた中央省庁業務継続計画の策定の対策のフォローアップを進める。（内閣官房、その他全省庁）
			② 国、都道府県、市町村、指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（内閣官房、その他全省庁）
	(1)-3 国際間の連携		① 国は、新型インフルエンザ等の発生時に国際機関や諸外国等と速やかに情報共有できる体制を整備する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省、外務省）
			⑥ 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を充実する。（厚生労働省、農林水産省、文部科学省、環境省）
(2) サーベイランス・情報収集	(2)-2 通常のサーベイランス		⑤ 国は、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図り、新型インフルエンザの出現の監視に活用するために、国立感染症研究所において分析評価を実施する。（厚生労働省、農林水産省、環境省）
(4) 予防蔓延防止		(4)-2-4 基準に該当する事業者の登	① 国は、基準に該当する事業者の登録を進める。このため、特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領を作成し、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者に対して、登録作業に係る周知を行うとともに、あわせて登録事業者に特定接種

		録	の実施を請求する確定的権利は発生しないことなどの登録事業者の具体的な地位や義務等を明示する。（厚生労働省、内閣官房、関係省庁）
			② 国は、関係省庁を通じて、都道府県及び市町村の協力も得ながら、事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。（厚生労働省、関係省庁）
		(4)-2-5 接種体制の構築	(4)-2-5-1 特定接種 国は、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、登録事業者並びに関係省庁及びに地方公共団体に対し、接種体制の構築を要請する。（厚生労働省、関係省庁）
(6)国民生活及び国民経済の安定の確保	(6)-1 業務計画等の策定		② 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者（以下「指定（地方）公共機関等」という。）の事業継続を支援する観点から、新型インフルエンザ等の発生時において弾力的に運用することが必要な法令について、具体的な対応方針を検討する。（関係省庁）

【海外発生期】

大項目	中項目	小項目	実施内容
(1)実施体制	(1)-1 政府の体制強化等		① 国は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、内閣危機管理監が関係省庁と緊急協議を行い、内閣総理大臣に報告するとともに、速やかに関係省庁対策会議又は必要に応じ、内閣総理大臣が主宰し全ての国务大臣が出席する新型インフルエンザ等対策閣僚会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対応方針について協議・決定する。（内閣官房、その他全省庁）
			④ 国は、基本的対応方針等諮問委員会の意見を聴き（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対応方針について協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り、都道府県は都道府県対策本部を設置する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
			⑤ 国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対応方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて基本的対応方針を変更し、公示する。 （内閣官房、その他全省庁）
			⑥ 国は、海外において、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエ

			ンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく各種対策を実施する。（厚生労働省、関係省庁）
	(1)-2 国際間の連携		② 国は、発生国に対しWHO が行う支援への協力をを行う。（関係省庁）
(2) サイバーパンクス・情報収集	(2)-1 国際的な連携による情報収集等		② 国は、国際的な連携強化を含む調査研究を強化する。特にワクチンや抗インフルエンザウイルス薬の開発等に関する連携・協力体制を構築する。 （厚生労働省、文部科学省、関係省庁）
	(2)-2 国内サイバーパンクの強化等		④ 国は、引き続き、鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努め、関係省庁等の連携の下、得られた情報の共有・集約化を図る。（厚生労働省、農林水産省、環境省）
(3) 情報提供・共有	(3)-1 情報提供		① 国は、国民に対して、海外での発生状況、現在の対策、国内発生した場合に必要な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係省庁のホームページや総覧できるサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。（関係省庁）
			② このため、国は、政府対策本部及び厚生労働省における広報担当官を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約、整理及び一元的な発信並びに各対象への窓口業務の一本化を実施する。国は、対策の実施主体となる省庁が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、政府対策本部が調整する。（内閣官房、関係省庁）
(4) 予防・まん延防止	(4)-2 感染症危険情報の発出等		④ 国は、事業者に対し、必要に応じ、発生国への出張を避けるよう要請する。また海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対しては、関係省庁や現地政府からの情報収集を行いつつ、必要に応じ、速やかに帰国させるよう要請する。（関係省庁）
		(4)-5-3 接種体制	(4)-5-3-1 特定接種 ① 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報及び社会情勢等の全体状況を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認めるときは、特定接種を実施することを決定する。（内閣官房、関係省庁）
			② 国は、発生した新型インフルエンザ等に関する情報、プレ

			パンデミックワクチンの有効性、ワクチンの製造・製剤化のスピード、国民から求められるサービス水準、住民接種の緊急性等を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて特定接種の総枠やその対象や順位を決定するなど、基本的対処方針において、特定接種の具体的運用を定める。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）
			③ 国は、基本的対処方針を踏まえ、登録事業者の接種対象者、国家公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。（厚生労働省、関係省庁）
(6)国民生活及び国民経済の安定の確保	(6)-1 事業者の対応		① 国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。（関係省庁）
			② 指定（地方）公共機関等は、その業務計画を踏まえ、国及び都道府県と連携し、事業継続に向けた準備を行う。国は、登録事業者に対し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。（関係省庁）

【国内発生早期】

大項目	中項目	小項目	実施内容
(1)実施体制	(1)-1 基本的対処方針の変更		国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内発生早期に入った旨及び国内発生早期の対処方針を公示する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
(3)情報提供・共有	(3)-1 情報提供		① 国は、国民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（関係省庁）
(4)予防・まん延防止	(4)-1 国内でのまん延防止対策		② 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。 ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係省庁）
(6)国民生活及び国民経済の安定の確保	(6)-1 事業者の対応		国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請する。（関係省庁）

民経済の安定の確保			
	(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置	(6)-3-1 事業者の対応等	指定（地方）公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。（関係省庁）
		(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ	国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、国民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。（内閣官房、関係省庁）

【国内感染期】

大項目	中項目	小項目	実施内容
(1) 実施体制	(1)-1 基本的対処方針の変更		国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
(3) 情報提供・共有	(3)-1 情報提供		① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。（関係省庁）
(4) 予防・まん延防止	(4)-1 国内でのまん延防止対策		① 国及び都道府県等は、業界団体等を経由し、または直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。 ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（関係省庁）
	(4)-3 予防接種		国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、国は特定接種を、市町村は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。（厚生労働省、内閣官房、関係省庁）

(6)国民生活及び国民経済の安定の確保	(6)-1 事業者の対応		国は、全国の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請する。(関係省庁)
	(6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置	(6)-3-1 業務の継続等	① 指定(地方)公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。(関係省庁)
			② 国は、各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。(関係省庁)
		(6)-3-4 サービス水準に係る国民への呼びかけ	国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(内閣官房、関係省庁)
		(6)-3-1 1 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等	国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定する。(内閣官房、関係省庁)

【小康期】

大項目	中項目	小項目	実施内容
(1)実施体制	(1)-1 基本的対処方針の変更		国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針を公示する。(内閣官房、厚生労働省、その他全省庁)

	(1)-2 緊急事態解除宣言		国は、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
	(1)-3 対策の評価・見直し		国は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、政府行動計画、ガイドライン等の見直しを行う。（内閣官房、厚生労働省、関係省庁）
	(1)-4 政府対策本部の廃止		国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザに対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザと認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。（内閣官房、厚生労働省、その他全省庁）
(3) 情報提供・共有	(3)-1 情報提供		① 国は、引き続き、国民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（関係省庁）
			② 国は、国民からコールセンター等に寄せられた問い合わせ、地方公共団体や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。（関係省庁）
(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保	(6)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置	(6)-2-1 業務の再開	① 国は、全国の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（厚生労働省、関係省庁）
			② 国は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。（関係省庁）
		(6)-2-3 新型インフルエンザ	① 国は、国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（内閣官房、関係省庁）

		等緊急 事態措 置の縮 小・中止 等	
--	--	--------------------------------	--

<参考2> 特定接種の対象となり得る業種・職務について

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3: 民間の登録事業者と同様の職務

区分1: 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	担当省庁
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務(秘書業務を含む。)	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務具体的な考え方は、以下のとおり ・対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	各府省庁

区分2: 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	担当省庁
国家の危機管理に関する事務	内閣官房 各府省庁